

社会保険等加入促進対策に関するQ & A集

【全般（一次・二次以下共通）】

問1 発注者として、社会保険等の加入促進対策に取り組んでいるのはなぜか。

- 建設業者の社会保険等加入促進対策については、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、技能労働者の処遇の向上を図り、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保につなげることを目的に、国を挙げて取り組んでいます。
- また、社会保険等未加入業者との下請契約により、不当に低価格な取引となる恐れがあるため、発注者として、公平・公正な入札契約制度を確保する観点から、元請負人及び下請負人に対して、社会保険等の加入を促進し、下請契約において、法令を遵守した企業と契約することや、法定福利費を含んだ適正な価格で契約することを推進する必要があります。
- こうした理由により、横浜市では、平成 25 年度から元請負人を社会保険等加入建設業者に限定し、平成 26 年 12 月からは、下請総額 3,000 万円以上（建築一式工事は 4,500 万円以上）の工事で、一次下請を社会保険等加入建設業者に限定し、さらに平成 27 年 12 月からは下請金額の金額要件を廃止し、下請契約をするすべての工事に対象を拡大しています。また二次以下を含むすべての下請契約について、社会保険等に未加入の場合、建設業許可権者に通報しています。

問2 「社会保険等未加入建設業者」の定義と、加入状況の確認方法は？

- 社会保険等未加入建設業者とは、法令に基づいて企業等に加入が義務づけられている健康保険、厚生年金保険、雇用保険（社会保険等）のいずれかについて、法令で規定された届出の義務が履行されていない建設業者のことです。
- また、下請負人が社会保険等未加入業者に該当するかどうかは、請負人から発注者に提出される施工体制台帳（再下請負通知書等も含む）に全ての下請負人に係る社会保険等の加入状況が記載されており、その記載を確認することによって行います。

（施工体制台帳について）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/sekoutaisei/>

関係法令

健康保険（健康保険法）

第三条

3 この法律において「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。

- 一 次に掲げる事業の事業所であって、常時五人以上の従業員を使用するもの（中略）
 - ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの

第四十八条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等に届け出なければならない。

厚生年金保険（厚生年金保険法）

第六条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。

- 一 次に掲げる事業の事業所又は事務所であって、常時五人以上の従業員を使用するもの（中略）
 - ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であって、常時従業員を使用するもの

第二十七条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。（中略）

雇用保険（雇用保険法）

第五条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。（以下略）

第七条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。（中略）

建設業者（建設業法）

第二条

3 この法律において「建設業者」とは、第三条第一項の許可を受けて建設業を営む者をいう。

第三条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。（中略）

問3 すべての労働者が社会保険等に加入する必要があるのか。

- 適用事業所においては、本来は雇用している労働者すべてが社会保険等に加入する必要がありますが、本市の加入促進対策においては、労働者の中に未加入者がいる場合でも、事業所として届出がされていれば、加入業者としています。
- また一人親方として働いている方でも、労働者性が強く、社会保険等に加入すべきと判断される場合があります。その場合雇用している企業等が加入業者であれば、請負人へ

のペナルティ等の対象になりませんが、適切な保険に加入するよう必要な対応を行ってください。

問4 下請負人が加入義務の適用除外となるのはどのような場合か

- 適用除外となるのは様々なケースがあり、それぞれの保険の法令等に詳細が定められていますが、本市の社会保険等加入促進対策において、主な適用除外となるケースは次の2点です。
 - (1) 国民健康保険組合に加入している場合
年金事務所で健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合（建設国保等）に加入している場合。
 - (2) 一人親方等
一人親方や、常用労働者が5人未満の個人事業主。なお、一人親方等は請負契約が前提ですので、下請負人として、施工体制台帳等の記載が必要です。

問5 施工体制台帳による確認において、社会保険等の加入状況が「未加入」とされている下請負人について、元請負人による加入指導を行った結果、当該下請負人が当該未加入の社会保険等の「適用除外」と判明した場合どうするのか。

- 監督員が施工体制台帳上で「適用除外」であることを確認した場合は、施工体制台帳以外の書面の提出は必要ありません。
- 施工体制台帳で「未加入」としていたが、適用除外であることが判明した場合は、施工体制台帳の記載を「適用除外」に修正して再提出してください。
- 「社会保険等未加入状況報告書」（様式1）提出後に適用除外であることが判明した場合は、報告書の取り下げと施工体制台帳の修正を行ってください。なお、状況によって、発注者から請負人に対して、適用除外であることを証明する書類の提出を求める場合があります。

問6 未加入だった業者が社会保険等に加入した場合、どのような書類をもって「確認書類」とするのか。

- 原則として、厚生労働省年金局、労働局、職業安定所から発行される次の書類を（様式3）に添付して提出してください。
 - (1) 健康保険又は厚生年金保険については、以下のいずれかの書類の写し。
 - ・ 適用通知書
 - ・ 健康保険 厚生年金保険 適用事業所関係事項確認（申請）書
 - ・ 領収証書

- ・ 社会保険料納入証明（申請）書
 - ・ 資格取得確認および標準報酬決定通知書
- (2) 雇用保険については、以下のいずれかの書類の写し。
- ・ 雇用保険適用事業所設置届事業主控
 - ・ 領収済通知書及び労働保険 概算・確定保険料申告書
 - ・ 雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）

(参考資料)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/syakaihoken/syakaihokensiryou/05sankousiryou.pdf>

問7 加入指導期間や特別事情の申請期間の期日の起算日はいつからか。

- 発注者から請負人に対して、(様式2)により社会保険等加入確認書類の提出を請求した日の翌日から起算して1か月以内(請求日の翌月の同一日、休日等の場合はその翌日)に、(様式3)または(様式5)を提出してください。なお、具体的な期限の日については(様式2)に記載します。

問8 「特別の事情」を有すると認められるのはどのような場合か。

- 「特別の事情」を有する場合として次のようなケースが考えられます。
 - (1) 災害に伴う法面崩壊や道路陥没等の応急工事を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、そうした技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合。特殊技術とは例えば、重要文化財の修繕などで特殊な伝統技能を要する場合などが考えられます。特殊技術等を有する事業者が当該業者のみの場合であっても、異なる技術で目的を達することができる場合などは認められません。
- いずれにしても、「特別の事情」に該当するか否かについては、個々の事案が発生した際、その内容や背景等を十分に確認した上で、個別に判断するものとします。

問9 請負人が加入だと認識していたが、下請負人の虚偽等により実は未加入であったことが、後日判明した場合、請負人はペナルティの対象となるのか。

- 未加入が判明した時点で、速やかに所定の手続きを行ってください。請負人にペナルティを課すかどうかは、下請負人の虚偽等に対して請負人にどの程度の過失があったのかなど、個別の事情を踏まえて、総合的に判断することとなります。

【二次以下の対策強化関係】

問 10 なぜ、社会保険等加入促進対策を二次以下の下請負人まで拡大するのか。

- 真に公平で健全な競争環境を構築するためには、本市発注工事に従事するすべての建設業者が社会保険に加入し、元請と下請との間の取引に加え、下請同士の取引においても、必要な法定福利費を適切に含む工事費で契約する必要があります。
- そのため、本市ではこれまで、元請負人に対し、二次以下を含むすべての下請に対して、社会保険等の加入や適正価格での取引について指導等行うよう要請しており、未加入業者があった場合は、建設業許可権者に通報するなど、加入促進に向けた取組を進めてきました。
- これまで一次下請については、ペナルティを課した実績はなく、二次以下については複数件の報告があり、建設業許可権者へ通報を行っていますが、報告件数は減少傾向にあり、加入が進んでいると考えられます。そのため、未加入によるペナルティによって、元請企業の経営や公共事業の推進に対する影響は最小限であると判断しています。

(参考) 二次以下の下請負人の未加入について、建設業許可部局に通報した件数

平成 28 年度 30 件 / 2,826 件

平成 29 年度 1 件 (平成 30 年 2 月末時点)

問 11 二次以下の下請負人と請負人は直接の契約関係にはないにもかかわらず、なぜ二次以下の下請負人の未加入をもって請負人がペナルティを受けないといけないのか。

- 請負人は、二次以下の下請負人とは直接の契約関係はありませんが、建設業法では、特に多くの下請契約を行う特定建設業者に対して、当該建設工事に係る全ての下請負人が労働関係法令に違反しないよう、指導に努めることが求められており、請負人は社会保険等の加入指導を行うべき立場にあると考えられます。
- しかしながら、直接契約関係にある一次下請の場合と同等の措置は、請負人への負担が過度であると考え、当面の間はペナルティの内容を緩和することで運用していきます。

建設業法抜粋

第二十四条の六 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、この法律の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

2 前項の特定建設業者は、その請け負った建設工事の下請負人である建設業を営む者が同項に規定する規定に違反していると認めたときは、当該建設業を営む者に対し、当該違反している事実を指摘して、その是正を求めるように努めるものとする。

問 12 二次以下の下請負人の社会保険等未加入による請負人へのペナルティの具体的な内容は何か。

- 発注者からの請負人に対する加入指導要請にもかかわらず、二次下請以下の未加入業者が猶予期間内に社会保険等に参加せず、かつ当該社会保険等未加入業者を下請負人としなければならない特別の事情が認められない場合の請負人に対するペナルティは次のとおりです。
 - (1) 文書警告
 - (2) 文書警告に伴う成績評定の減点（考査項目「法令遵守等」において－8点）
- なお、一次下請が未加入の場合のペナルティは、これまでと同じです。
 - (1) 1か月間の指名停止
 - (2) 指名停止1か月に伴う成績協定の減点（考査項目「法令遵守等」において－13点）

問 13 社会保険等未加入業者が二次以下の下請負人である場合において、確認書類の提出期間の延長を求める際、「相当の理由」はどのような場合に認められるのか。

- 請負人が当該未加入業者に対して、未加入の社会保険等について適切に加入指導を行っていたことを、
 - ① 指導を行った際に未加入業者に交付した書面
 - ② 指導を行った日時や内容を記録した打ち合わせ簿
 - ③ 請負人が加入指導を行ったことを発注者に対して誓約する書面等によって確認できる場合等には、期間の延長を認める相当な理由があるものとして取り扱うことが考えられます。
- 上記の理由が認められた場合、二次下請の場合は当初の起算日から2か月、三次以下の下請の場合は当初の起算日から3か月まで、提出期間を延長します

問 14 社会保険等未加入の二次以下の下請負人が、社会保険等の加入指導中の期間内に担当部分の工事が終了した等の理由で施工体制から外れた場合はどうするのか。

- 本取組の趣旨は、社会保険等未加入業者が未加入である社会保険等に参加するよう促すことにあるので、まずは請負人から社会保険等未加入の下請負人に対して加入指導が行われることが重要です。
- その上で、二次以下の下請負人については、社会保険等未加入業者が確認されたことで直接ペナルティを適用することとはならず、当該業者に対して未加入の社会保険等に参加するための猶予期間が設けられるため、その間に社会保険等未加入業者が施工体制から外れた場合は、社会保険等未加入業者を下請負人としている状態が解消されたと判断

して、請負人に対してペナルティは適用しないこととします。

問 15 「特別の事情」の時限的措置はどういうものか

- 本取組の趣旨は、社会保険等未加入業者が未加入である社会保険等に加入するよう促すことにあるので、まずは請負人から社会保険等未加入の下請負人に対して加入指導が行われることが重要です。
- そのため、請負人から二次以下の未加入の下請負人に対して、適切に加入指導をしていることが確認できる場合（問13参照）は、当該下請負人の社会保険等加入が確認できない場合においても、時限的に「特別の事情」とみなして、請負人に対するペナルティは行わないこととします。
- 本時限的措置は、平成31年3月31日までに契約する工事を対象とします。